

社会福祉法人慈生会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈生会（以下「当法人」という）定款8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事及び評議員）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員については、別表1の定めにより支給する。
- (2) 役員が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員との併給)

第3条 当法人の職員を兼務する役員で、給与を支給している者は無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員の報酬	月額 3,000円
--------	-----------

(2) 理事

理事長の報酬	月額 250,000円
理事の報酬	月額 3,000円

(3) 監事

監事の報酬	月額 3,000円
-------	-----------